

九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱の改正内容

九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱の一部を次のとおり改正する。

1 要綱本文 ※次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

旧	新
九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱 (交付対象) 第2条 補助金の交付対象となる事業は、学校が主催する旅行・集团的宿泊的行事をいい、九州佐賀国際空港発着便を利用するものとする。羽田空港から出発できる圏域については佐賀県内の観光地1箇所以上に立ち寄ることを条件とする。 2 対象の期間は、毎年度4月1日から3月31日までの間に遂行される旅行とする。ただし、3月31日までに出発し、翌年度4月1日以後に完了する補助事業については、当該補助事業の完了が確認された年において補助金の交付対象とする。 3 補助金の交付対象となる学校は、学校教育法に規定される学校のうち小学校、中学校、高等学校、 特別支援諸学校、高等専門学校及び同法に規定される専修学校とする。	九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱 (交付対象) 第2条 補助金の交付対象となる事業は、学校が主催する旅行・集团的宿泊的行事をいい、九州佐賀国際空港発着便を利用するものとする。羽田空港から出発できる圏域については佐賀県内の観光地1箇所以上に立ち寄ることを条件とする。 2 対象の期間は、毎年度4月1日から3月31日までの間に遂行される旅行とする。 3 補助金の交付対象となる学校は、学校教育法に規定される学校のうち小学校、中学校、高等学校、 特別支援諸学校、高等専門学校及び同法に規定される専修学校（以下「対象事業者」とする）とする。 (対象承認申請) 第5条 対象事業者は、対象事業を実施する2開庁日前までに、対象承認申請書（様式第1号）を会長に提出し、承認を得なければならない。 2. 前項の対象承認申請書には、次の各号に掲げる添付書類を添付しなければならない。 (1) 行程表 (2) 団体予約確認書（団体予約の場合のみ） (3) その他会長が必要と認めるもの 3. 会長は、前項により申請された事業を補助事業と認めたときは、対象認定書（様式第2号）によりその旨を通知する。

(交付申請)

第5条 対象事業者は、対象事業の実施後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書

(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる添付書類をすべて添付しなければならない。

- (1) ~~修学~~旅行日程表
- (2) 団体搭乗証明書(写し可)
- (3) 対象経費が確認できる請求書、領収書等の写し
- (4) その他会長が必要と認めるもの

3 前2項の交付申請書提出期限は、修学旅行終了後から起算して30日を経過した日又は当該補助

金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

4 本補助金の交付申請が到達してから交付決定するまでに通常要すべき標準的な期間は、適正な申請書の提出を受けた日の翌日から起算して60日とする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱の規定に従うこと
- (2) 対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(交付請求)

第7条 対象事業者は、補助金の交付請求を、第4条による交付申請書に対して会長が補助金の交付決定及び額の確定を通知した後、補助金交付請求書(様式第2号)により行うものとする。

(状況報告及び調査)

(交付申請)

第6条 対象事業者は、対象事業の実施後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書

(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる添付書類を添付しなければならない。

- (1) 旅行日程表
- (2) 団体搭乗確認明細書(写し可)
- (3) 対象経費が確認できる請求書、領収書等の写し(必要に応じて)
- (4) その他会長が必要と認めるもの

3 前2項の交付申請書提出期限は、修学旅行終了後から起算して30日を経過した日又は当該補助

金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

4 本補助金の交付申請が到達してから交付決定するまでに通常要すべき標準的な期間は、適正な申請書の提出を受けた日の翌日から起算して60日とする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱の規定に従うこと
- (2) 対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(交付請求)

第8条 対象事業者は、補助金の交付請求を、第4条による交付申請書に対して会長が補助金の交付決定及び額の確定を通知した後、補助金交付請求書(様式第4号)により行うものとする。

(状況報告及び調査)

第8条 会長は、必要に応じて対象事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。 (交付決定の取り消し) 第9条 会長は、対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請をおこなった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。 (補助金の返還) 第10条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を請求するものとする。 2 前項の請求を受けた対象事業者は、会長が指定する期日までに、遅延なく補助金を返還しなければならない。 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。	第9条 会長は、必要に応じて対象事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。 (交付決定の取り消し) 第10条 会長は、対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請をおこなった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。 (補助金の返還) 第11条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を請求するものとする。 2 前項の請求を受けた対象事業者は、会長が指定する期日までに、遅延なく補助金を返還しなければならない。 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。 この要綱は、令和8年5月19日から施行する。
--	---

2 様式 ※次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

旧	新												
	様式第 1 号（第 5 条関係） 年 月 日 九州佐賀国際空港活性化推進協議会会長 様 所在地 申請者名称 代表者役職 代表者氏名 連絡先 九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業対象承認申請書 九州佐賀国際空港発着便を利用して、以下のとおり旅行等を実施しますので、九州佐賀国際空港修学旅行補助事業の対象として承認いただきますよう、九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により必要書類を添えて申請します。 記 1 旅行等の日程等 <table><tr><td>旅行予定日・便名</td><td>(往路) 月 日 便</td></tr><tr><td></td><td>(復路) 月 日 便</td></tr><tr><td>参加生徒人数</td><td>人</td></tr></table> 2 添付書類 ・行程表 ・団体予約確認書 以上 <table><tr><td>担当者名</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr><tr><td>F A X 番号</td><td></td></tr></table>	旅行予定日・便名	(往路) 月 日 便		(復路) 月 日 便	参加生徒人数	人	担当者名		電話番号		F A X 番号	
旅行予定日・便名	(往路) 月 日 便												
	(復路) 月 日 便												
参加生徒人数	人												
担当者名													
電話番号													
F A X 番号													

様式第 2 号（第 5 条関係）

九 空 活 第 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇 様

九州佐賀国際空港活性化推進協議会会長

九州佐賀国際空港修学旅行等補助金対象認定書（通知）

年 月 日付けで申請のあった九州佐賀国際空港修学旅行等対象承認申請については、補助対象として認定いたしました。
つきましては、補助事業終了後、九州佐賀国際空港修学旅行等補助金交付要綱第 6 条の規定により補助金交付申請書を提出してください。

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

九州佐賀国際空港活性化推進協議会会長 様

所 在 地
申請者名称
代表者役職
代表者氏名
連 絡 先

九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金実績報告書兼交付申請書
（羽田空港から出発できる圏域）

九州佐賀国際空港発着便を利用した旅行を実施いたしましたので、九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金を交付されるよう、九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

		往 路	復 路
九州佐賀国際空港発着便利用日		年 月 日	年 月 日
利用便		便	便
佐賀県内で立ち寄った観光地点			
利用生徒数		人	人
申請額 補助金 交付	航空運賃分	円	円
	バス借上分	円	
	合 計	円	

担当者名	
電話番号	
E-MAIL	

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

九州佐賀国際空港活性化推進協議会会長 様

所 在 地
申請者名称
代表者役職
代表者氏名
連 絡 先

九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金実績報告書兼交付申請書
（羽田空港から出発できる圏域）

九州佐賀国際空港発着便を利用した旅行を実施いたしましたので、九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金を交付されるよう、九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

		往 路	復 路
九州佐賀国際空港発着便利用日		年 月 日	年 月 日
利用便		便	便
佐賀県内で立ち寄った観光地点			
利用生徒数		人	人
申請額 補助金 交付	航空運賃分	円	円
	バス借上分	円	
	合 計	円	

担当者名	
電話番号	
E-MAIL	

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

九州佐賀国際空港活性化推進協議会会長 様

所在地
申請者名称
代表者役職
代表者氏名
連絡先

九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金実績報告書兼交付申請書
（九州佐賀国際空港から出発できる圏域）

九州佐賀国際空港発着便を利用した旅行を実施いたしましたので、九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金を交付されるよう、九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

		往路	復路
九州佐賀国際空港発着便利用日		年 月 日	年 月 日
利用便		便	便
利用生徒数		人	人
ヨ 青 頁 補 助 金 交 付	航空運賃分	円	円
	バス借上分		円
	合 計		円

担当者名	
電話番号	
E-MAIL	

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

九州佐賀国際空港活性化推進協議会会長 様

所在地
申請者名称
代表者役職
代表者氏名
連絡先

九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金実績報告書兼交付申請書
（九州佐賀国際空港から出発できる圏域）

九州佐賀国際空港発着便を利用した旅行を実施いたしましたので、九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金を交付されるよう、九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

		往路	復路
九州佐賀国際空港発着便利用日		年 月 日	年 月 日
利用便		便	便
利用生徒数		人	人
ヨ 青 頁 補 助 金 交 付	航空運賃分	円	円
	バス借上分		円
	合 計		円

担当者名	
電話番号	
E-MAIL	

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

九州佐賀国際空港活性化推進協議会会長 様

所 在 地
連 絡 先
申請者名称
代表者役職
代表者氏名

九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け九空活支第 号で交付決定及び額の確定通知
があった九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金として、下記金額を交付される
よう、九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により請求
します。

記

請 求 額 金 円

（振込先）

金融機関名	
本・支店名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フリガナ	
名 義 人	

※名義人の名称・フリガナは省略せずに正確に記入してください。
（正確に記入していないと、支払いができない場合があります）

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

九州佐賀国際空港活性化推進協議会会長 様

所 在 地
連 絡 先
申請者名称
代表者役職
代表者氏名

九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け九空活支第 号で交付決定及び額の確定通知
があった九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金として、下記金額を交付される
よう、九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により請求
します。

記

請 求 額 金 円

（振込先）

金融機関名	
本・支店名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フリガナ	
名 義 人	

※名義人の名称・フリガナは省略せずに正確に記入してください。
（正確に記入していないと、支払いができない場合があります）

